

設備投資事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の生産性や競争力の向上を図るため、事業者が実施する設備投資を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
設備投資	製造業者又は物流業者	1 市内において自己の用に供する設備への投資であること。 2 固定資産税の対象となる償却資産のうち、第2種機械及び装置に該当するもの、当該償却資産に付随する第1種構築物の建物附属設備に該当するもので市長が適当と認めるもの又は第5種車両・運搬具に該当するものであること。 3 当該年度における固定資産税の対象となる助成対象償却資産の取得価額（当該価額に消費税額を含まない場合は消費税額を加えた額）の合計が1億円（中小企業者については1,000万円）以上であること。 4 設備導入時に取得し、取得した初年度に償却資産台帳に計上される設備であること。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできない。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
課税されることとなる固定資産のうち、助成対象償却資産に係る評価額に100分の5を乗じて得た額以内	1の年につき500万円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期間	交付申請期限
1月から10月の間に取得する設備については、助成対象事業に係る設備を取得する年の4月から9月末まで 11月から12月の間に取得する設備については、助成対象事業に係る設備を取得する年の4月から取得30日前まで	最初に固定資産税を課された年度の6月

※ 交付申請は、当該年度において1回のみ行うことができる。

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
設備投資計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 設備投資の着手 ↓ 設備投資の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付 ※場合により、設備投資の着手及び完了と計画認定申請の順番は前後します。	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	事業概要書	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	当該設備の見積書の写し	左記がない場合は、投資予定金額の分かる書類の写し（導入済みの場合、請求書でも可）
	当該設備の図面又はパンフレット	左記がない場合は、設備内容の分かる書類の写し（導入済みの場合、設備の全体と製造番号等の管理番号が分かる設置写真でも可）
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	設備の設置写真	原則、一の設備について、次の事項が明瞭な写真を添付。 (1)設備の全体がわかるもの (2)製造番号等の管理番号がわかるもの ※1枚の写真で、上記(1)(2)が不明瞭な場合は、それぞれの写真を添付すること。
	計画認定通知書の写し	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 対象となる設備

第1種構築物 建物付属設備（助成対象となる第2種機械及び装置に付随するもの）

例：同一の事業で助成対象となる機械及び装置の稼働や維持管理のための電源設備、空調設備 等

第2種機械及び装置

例：旋盤、プレス機、レーザー加工機、マシニングセンタ、ベルトコンベア 等

第5種車両及び運搬具

例：自動車税及び軽自動車税の対象とならない運搬車、大型特殊自動車に該当するクレーン車、フォークリフト 等

7. 設備投資事業助成金における「事業」について

取得する設備の数を問わず、1つの認定申請（または交付申請）において対象となる設備の取得をまとめて1事業とする。

8. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第3（第5条関係）に定める設備投資事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

9. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo★city.kasugai.lg.jp

（★を@に置き換えて送信してください）

R8.8